

1. 件名：実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて
2. 日時：令和3年3月2日 10時00分～10時20分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部検査グループ  
実用炉監視部門 武山安全規制管理官、小野上級原子炉解析専門官、久光  
上級原子炉解析専門官、渡邊係長

東北電力株式会社

原子力部 原子力技術副長、他3名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 運転計画グループ マネージャー、他1名

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 副課長、他2名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 業務運営グループマネージャー、他4名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）及び日本原子力発電株式会社に対し、資料1に基づき、運転計画の記載の取扱いについて説明を行った。
- (2) これに対し、主に以下の質疑応答があった。
  - 東京電力より、特定原子力施設として指定されている福島第一原子力発電所の期末装荷量について、資料1の対応が必要となるか質問があった。これに対し、原子力規制庁から、別途対応を検討する旨回答した。
  - 北陸電力より、資料1にある「次の運転サイクルで炉内に挿入する核燃料物質の量が未定の場合には」という記載について、志賀発電所の場合、次の運転サイクルで装荷する核燃料物質の量は、現時点では想定されているため、記載について適正化すべきと意見があった。これに対し、原子力規制庁から、意見を踏まえて記載を適正化する旨回答した。
- (3) 原子力規制庁から、運転計画の適正化を行う際は、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則様式第1の備考6（期末在庫量（炉内挿入用）炉内挿入量及び炉外取出量の欄は、再使用のための核燃料物質をそれ以外のものと区別して記載すること。）に留意して適正化を行うよう連絡した。

6. 面談資料

資料1：実用発電用原子炉の運転計画における記載の取扱いについて